

【合志市特産品地域ブランド推進協議会】

合志ブランド認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、合志市特産品地域ブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）が、合志市で生産された優れた産品を「合志ブランド」として認証し、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の取り組みを推進し、合志市のイメージの向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認証品」とは、合志市で生産、製造された特色ある産品を、事業者等との協議を踏まえ審査基準による審査を経て、推進協議会が「合志ブランド」として認めた産品のことをいう。

(認証基準)

第3条 「合志ブランド」として認証するための審査基準は、別に定める。

(認証の申請)

- 第4条 「合志ブランド」の認証を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、合志ブランド認証申請書（様式第1号）に記載し、推進協議会事務局に申請するものとする。
- 前項の申請を受け、推進協議会事務局は申請者と協議の上、合志ブランド調査票（新規用）（様式第2号）を作成し、推進協議会の専門部会である認証審査部会に提出するものとする。
 - 認証審査部会は、申請者に審査等に必要商品の提供を求めることができる。ただし、原則として提供された商品は返却しない。

(認証の審査・決定)

- 第5条 前条により申請された産品を、認証審査部会において認証基準に基づき審査するものとする。
- 認証審査部会は、審査した結果、認証すべきと判断した産品を推進協議会に提案する。
 - 推進協議会は、前項の提案を基に「合志ブランド」として認証する。
 - 推進協議会は、認証品の事業者合志ブランド認証書（様式第3号）を交付するとともに、受証者及び認証品についての情報を公表するものとする。

(認証の有効期間)

第6条 前条第3項に規定する認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとするが、推進協議会事務局は認定基準の遵守状況について毎年調査し、認証審査部会に報告する。

(認証の変更)

第7条 受証者は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を直ちに推進協議会事務局に届け出るものとする。

- (1) 認証品の名称、金額等を変更したとき
- (2) 受証者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき
- (3) 認証品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき

(認証の更新)

第8条 認証の更新を行う場合は、事業者と推進協議会事務局が協議の上、認証期間満了の1ヶ月前までに、合志ブランド調査票(更新用)(様式第4号)を認証審査部に提出しなければならない。

- 2 更新の有効期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証の取り消し)

第9条 推進協議会は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認められるとき
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき
- (3) 認証品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき

(認証の表示)

第10条 受証者は、認証品の容器包装、啓発用品等に、認証品であることを示す合志ブランド認証マーク(様式第5号)を表示することができる。

(販売促進事業への参加)

第11条 受証者は、推進協議会が行う共同販売等の販売促進事業の取り組みに参加できるものとする。

(受証者の責務)

第12条 受証者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に「合志ブランド」のイメージ向上に努めなければならない。

- 2 認証品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに推進協議会に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推進協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。